

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 中国知的財産関連調査報告のご案内

2012年度、JETROでは、経済産業省及び特許庁からの受託事業として、下記調査報告書を作成いたしました。随時、JETRO ウェブサイトに掲載しますので、ご参照ください。

<調査テーマ>

- ・ 商標冒認出願問題に関する調査研究報告書 ※
- ・ 中国知識産権判例研究 ※
- ・ 中国地方政府における模倣品等の摘発に関する条例動向等調査 ※
- ・ 政府情報公開条例等に基づく情報開示手続に関する法制度および運用状況 ※
- ・ 2012年度先端企業調査研究 ※
- ・ 「通信・医療・新エネ分野における中国・外資系先端企業の戦略分析調査」に関する特許情報収集及び知財の観点からの考察 ※
- ・ 知的財産権関連共同研究の留意点に関するQ&A調査 ※
- ・ 中国特許情報の実態把握調査～外部調査機関の実力検証～ ※
- ・ 中国の商標権等保護の実態 ※
- ・ 中国司法統計調査（2010・2011年度版） ※
- ・ インターネット上権利侵害対策 ※
- ・ 模倣対策マニュアル（中国編）
- ・ 江蘇省 TSB-上海 IPG ブランド保護連携フォーラム 2012 年次報告書
- ・ 中国意匠権出願手続における実務上の問題点にかかる調査
- ・ 中国における先使用権の活用手段に関する調査
- ・ 司法上の重要トピックにかかる法令・事例調査
- ・ 模倣品生産ルート解明手法確立調査
- ・ 中国における製品表示関連規制の模倣品抑止効果に関する調査
- ・ 華東地域における模倣品実態調査
- ・ 華東地域における自主創新政策実態調査
- ・ 中国での知的財産権保護にかかる活動事例集（日中）
- ・ アリババ・タオバオ上の模倣品状況に関するモニタリング調査
- ・ 模倣品への行政摘発手法簡易化、適切化及び問題点の検証に関する調査
- ・ 模倣品の国際流通にかかる実態調査

<JETRO ウェブサイト掲載先>

※印の調査テーマ http://www.jetro-pkip.org/html/bgs_6_page_1.html

無印の調査テーマ <http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/>

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 改正「北京市專利保護促進條例」、市人代法制委で審議(国家知識産権網 2013年5月8日)

○ 中央政府の動き

1. 旧工業基地改造で知的財産権重視の方針、発展改革委などが計画作成(中国知識産権報 2013年5月15日)
2. 国家林業局、「2012年林業知的財産権総合報告書」を発表(国家知識産権網 2013年5月10日)
3. 国家知識産権局、評議サービスモデル機構育成プロジェクトを実施(中国知識産権资讯网 2013年5月10日)
4. 商務部、模倣品摘発の行政法執行と刑事司法間の情報共有整備を加速(商務部公式サイト 2013年5月8日)

○ 地方政府の動き

1. 山西など4省が境界地域の専利法執行で協力会議開催(国家知識産権網 2013年5月15日)
2. 北京市、「PCT制度発展とユーザー需要」アンケートを実施(国家知識産権網 2013年5月15日)
3. 河南省8部門で企業知的財産権管理規範化のパイロット事業を共同実施(国家知識産権網 2013年5月12日)
4. 「首都知的財産権国際化戦略基地」設立式典を開催、本格的運用開始(国家知識産権網 2013年5月7日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 北京市、2012年海賊版・違法出版物取締り10大事件を発表(国家知識産権網 2013年5月10日)
2. 鎮江市知識産権局と公安局、知財犯罪摘発で協力協定を締結(国家知識産権網 2013年5月8日)
3. 商標局の公式サイトまでパクリ? 工商総局が注意を呼びかける(工商総局公式サイト 2013年5月3日)

○ 統計関連

1. 北京市海澱区、1万人当りの特許保有件数が113件(国家知識産権網 2013年5月13日)
2. 吉林省、昨年のGRPに知名ブランド企業が4割を貢献(工商総局公式サイト 2013年5月8日)
3. ソフトウェア産業収入が24.7%拡大、増加率が小幅反落、第1四半期(工業情報化部 2013年5月2日)

○ その他知財関連

1. 国家知識産権局、知的財産権公益CMを募集、大学でPR活動展開(国家知識産権網 2013年5月15日)
2. 国内初の知的財産権オンライン取引サイト、正式運用を開始(国家知識産権網 2013

年 5 月 13 日)

3. 全国弁理士協会、特許代理責任保険のパイロットプロジェクトを実施(国家知識産権網 2013 年 5 月 8 日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 改正「北京市專利保護促進条例」、市人代法制委で審議★★★

北京市第 14 期人民代表大会がこのほど開いた第 2 回全体会議で、「北京市專利保護促進条例」改正案が審議された。市人代法制弁公室の李小娟主任、王徳林副主任と北京市知識産権局の李鐘副局長が会議に出席した。

市人代常務委員会の柳紀綱主任は会議の席上で、「北京市專利保護促進条例」は首都北京のイノベーション制度の重要な一環だと強調するうえ、「中関村国家自主的イノベーションモデルパーク条例」など現行法との一体性を重視し、「専利法」などの上位法に基づいて条例の更なる改善に努めようと求めた。

会議では条例改正案の專利サービス業発展促進、法律責任などの内容をめぐって議論が交わされた。

(出典：国家知識産権網 2013 年 5 月 8 日)

○ 中央政府の動き

★★★1. 旧工業基地改造で知的財産権重視の方針、発展改革委などが計画作成★★★

国家発展・改革委員会と科学技術部、工業・情報化部、財政部が共同作成した「全国旧工業基地改造計画（2013－2022 年）」で、旧工業基地の調整・改造では知的財産権力の向上を重視する方針が明らかにされた。

国家発展・改革委員会の責任者によると、旧工業基地の調整・改造を進めるにあたり、国は知的財産権の能力向上計画の実施に重点を置き、旧工業基地の企業の知的財産権戦略の作成・実施を支援することになっている。知的財産権の創造・運用・保護・管理の能力向上を促し、生産・学習・研究・運用を結合させた知的財産権協力の新しいメカニズムを構築することを目指すという。

(出典：中国知識産権報 2013 年 5 月 15 日)

★★★2. 国家林業局、「2012 年林業知的財産権総合報告書」を発表★★★

中国の林業分野の 2012 年末時点の特許保有件数は 5 万 9674 件に達した。実用新案と意匠を加えた 3 種類権利の保有件数は 12 万 8960 件。2008 年以降の 3 種類権利の年間出願件数は 1 万件以上を維持している。国家林業局のこのほど発表した「2012 年林業知的財産権総合報告書」で林業分野の知的財産権の創造能力は明らかに向上したことが分かった。

同「報告書」には林業に係る知的財産権の運用、保護、管理の各分野で収めた実績も盛り込まれている。過去 10 年間で苗木栽培、木材加工など技術の移転に取り組んできた多くの企業が特許技術の活用で競争力向上を実現し、その成長を後押しした。林業管理当局は知的財産権の保護を強化し、権利侵害の摘発に尽力するとともに、全国で 55 の研究機構や企業を対象に知的財産権管理パイロット事業を実施し、その専利管理能力の向上促進に努めてきた。すでに 26 社（機構）がパイロット事業の目標を達成し、知的財産権管理

レベルが高くて競争力も高い林業企業、研究機構に成長した。

(出典：国家知識産権網 2013年5月10日)

★★★3. 国家知識産権局、評議サービスモデル機構育成プロジェクトを実施★★★

国家知識産権局は先月27日、知的財産権分析評議サービスモデル機構育成プロジェクトを発足させた。重大経済・科学技術活動などの知的財産権評議に対する需要に対応し、今年にモデル機構の育成対象として20社を指定し、2015年までにモデル機構30社を育成することを目指す。国家知識産権局保護協調司の関係者が明らかにした。

中国は2011年に「重大経済科学技術活動における知的財産権評議パイロット事業」を始動させた。政府や企業などに知的財産権分析・評議業務を提供するサービス機構が増える一方、知的財産権評議に対する市場の需要も日増しに高まってきている。管理当局としては管理と指導の強化が求められている。国家知識産権局はモデル機構の育成事業の実施を通じて、サービス機構の能力向上、業務刷新や業界情報の透明化などを促進したいとしている。

モデル機構育成プロジェクトの対象機構に対して、国家知識産権局は業務指導や研修訓練を実施し、重大経済科学技術プロジェクトの知的財産権評議、知的財産の群管理、分析・早期警報、人材育成などの分野で支援を行なうという。

(出典：中国知識産権资讯网 2013年5月10日)

★★★4. 商務部、模倣品摘発の行政法執行と刑事司法間の情報共有整備を加速★★★

商務部公式サイトで8日、同部市場秩序司の出した、模倣品摘発に関する行政法執行と刑事司法間の情報共有システムの整備を加速させるための通知が掲載された。知的財産権侵害、模倣品製造販売の摘発活動における行政法執行と刑事司法のつながりをいっそう密にするよう双方の情報共有強化に取り組み、国の定めた期日通りに共有システムの構築を完成することを求めた。

国務院は2011年11月13日に発布した「知的財産権侵害・模倣品製造販売の摘発活動の更なる推進に関する意見」で、行政・司法間の情報共有システムを2013年末までに整備するよう求めている。行政法執行機関と刑事司法機関の情報相互通報と業務交流に用いられる内部情報システムで、事件摘発の指導・監視を強化し、事件移送・受理の規範化、法執行活動の透明化などを向上させることを目指す。

通知によると、中央レベルの情報共有システムはすでに完成した。国の権利侵害・模倣品摘発活動指導グループ弁公室は今後、省レベルの情報システムとの相互接続を進めるとともに、各地方がそれぞれの実情を踏まえた現地の情報共有システムを期日通りに完成するよう支援を強化することになっている。

(出典：商務部公式サイト 2013年5月8日)

○ 地方政府の動き

★★★1. 山西など4省が境界地域の専利法執行で協力会議開催★★★

山西と河北、山東、河南の4省はこのほど、境界地域における専利（特許、実用新案、意匠を含む）行政法執行に関する協力会議を開催した。9都市の知的財産権局の責任者と専利行政法執行の実務者が出席した。

会議は4省間の法執行における協力の更なる強化、それぞれの法執行能力の向上、効率的な地域間法執行システムの構築促進が狙い。4省の境界地域における専利行政法執行のキャパシティ・ビルディングや実務経験、典型的事例などについて交流、検討が行われた。

各知識産権局は、境界地域に多発の権利侵害事件に係わった技術、製品、企業についてそれぞれ説明を行なったほか、「専利行政法執行能力向上プロジェクト活動プラン」の徹底や行政法執行活動の効果向上などで議論を交わし、4省の「専利行政法執行指揮センター」を設立することで合意した。

(出典：国家知識産権網 2013年5月15日)

★★★2. 北京市、「PCT制度発展とユーザー需要」アンケートを実施★★★

中国専利保護協会と北京専利代弁処、北京知的財産権保護協会はこのほどシンポジウムを開催し、現在実施中の「北京市PCT制度発展とユーザー需要」アンケートの進捗状況について意見交換を行なった。

国家知識産権局専利局の出先機関、北京専利代弁処は中国専利保護協会の依頼を受けて、北京市企業を対象とするアンケートの実施を始めた。北京市企業約100社が対象で、企業の基本状況、費用、PCT国際段階、PCT国内段階、意見・提案などに関して調査を行う。アンケート調査票は中国専利保護協会の公式サイト（<http://www.ppac.org.cn/>）からダウンロードできる。回収締切日は5月24日。

国家知識産権局では今年に国内企業のPCT制度活用を踏み込んで把握するうえ、PCT関連の立法、審査を推進する方針を固めた。北京市は昨年PCT出願が2705件で前年より45.3%と大幅に増加。今回の調査結果は市の2013年度のPCT出願支援事業にも活用されるという。

(出典：国家知識産権網 2013年5月15日)

★★★3. 河南省8部門で企業知的財産権管理規範化のパイロット事業を共同実施★★★

河南省知識産権局と省発展改革委員会、科学技術庁、工業・情報化庁、商務庁、国有資産管理委員会、工商局、質監局はこのほど、河南省企業の知的財産権管理の規範化を促進するパイロット事業を共同で発足させた。

標準化された知的財産権管理体制を河南省企業が確立することや、企業の知的財産権総合管理能力と戦略的運用能力の向上などが狙い。実施期間は4月から12月まで。8部門が共同で作成した「2013年河南省企業知的財産権管理規範パイロット事業活動プラン」では、▽全局と地方の実情との結合▽政府推進と市場化運営との結合▽種類別指導と重点分野突破との結合——を重視し、関連部門間の連携強化により企業への支援を強化することなどが求められた。

「活動プラン」によると、国の指定した知的財産権モデル企業や省の指定した知的財産権優位企業、河南省TOP100企業などがプロジェクト参加を申請することができる。

(出典：国家知識産権網 2013年5月12日)

★★★4. 「首都知的財産権国際化戦略基地」設立式典を開催、本格的運用開始★★★

北京市知識産権局と北京外国語大学が共同で設立した「首都知的財産権国際化戦略基地」はこのほど、設立式典を開催し、本格的運用を開始した。

北京市政府と大学が知的財産権国際化の分野で初めて提携することとなる。双方が実務レベルの協力を展開するためのプラットフォームを構築し、▽知的財産権人材育成▽専利代理実務研修▽知的財産権国際サロン▽国際交流協力▽知的財産権研究▽知的財産権ボランティア▽知的財産権法律の啓蒙普及の各分野で提携を深めることが期待される。

中国共産党北京市委員会の傅華・副秘書長と北京外国語大学の楊学義・党委書記、北京

市知識産権局の汪洋局長、王淑賢副局長らが設立式典に出席した。設立式典開催に合わせて、市知識産権局と北京外国語大学の共催する第1回「北京市知的財産権国際人材研修クラス」が正式に講義を始めた。

(出典：国家知識産権網 2013年5月7日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 北京市、2012年海賊版・違法出版物取締り10大事件を発表★★★

北京市文化市場管理活動指導グループ弁公室と北京市文化法執行総隊はこのほど、2012年に摘発した海賊版・違法出版の10大事件を発表した。この内、刑事事件7件の容疑者17人はそれぞれ6ヶ月から3年6ヶ月の懲役刑、2000元から4万元の罰金刑に処された。行政処罰事件3件でそれぞれ2万元から90万元の過料が科された。

10大事件は昨年に北京市が摘発した著作権侵害・海賊版やわいせつ物頒布など事件から選ばれた。

北京市文化法執行総隊は昨年、関連当局と提携を密にして、文化関連産業を対象に特別摘発行動を14回実施した。1220件について立件して調査を行い、違法出版物200万点以上を差し押さえ、違反者に総額603万元の過料を科した。

(出典：国家知識産権網 2013年5月10日)

★★★2. 鎮江市知識産権局と公安局、知財犯罪摘発で協力協定を締結★★★

江蘇省鎮江市知識産権局と公安局は5月7日、経済違法犯罪をめぐる行政法執行と刑事調査の協力に関する協定を締結した。双方は知的財産権侵害の摘発活動における協力関係とそれぞれの責任、義務を確定した。

協定によると、市知識産権局と公安局は部門間連携の事件処理体制と知的財産権違法犯罪情報の共有体制を構築し、関連情報の通報を強化する。双方はまた、知的財産権侵害の犯罪事件の調査で歩調を合わせて、鎮江市の知的財産権保護、早期警報予防、共同摘発メカニズムの整備を共に推し進めるとしている。

双方はこれから定例会議を開き、行政法執行と刑事調査の連携に向けた具体的な施策とあり方を検討することになっている。

(出典：国家知識産権網 2013年5月8日)

★★★3. 商標局の公式サイトまでパクリ？工商総局が注意を呼びかける★★★

国家工商行政管理総局商標局は3日、公式サイトで声明を発表し、同局公式サイトの特徴、デザイン、内容などを模倣したパクリサイトにアクセスしないよう注意を呼びかけた。

国家工商行政管理総局商標局の公式サイトの特徴は「中国商標網」。URLはsbj.saic.gov.cn。声明では商標局公式サイトが商標登録情報を検索できる唯一の公式サイトで、他に「中国商標網」や「中国商標登録申請中心」などと自称したウェブサイトは同局とは何の関係もないとし、出願人に慎重に識別するよう呼びかけている。

声明の中には「中国商標網」を模倣したパクリサイトの通報電話(010-63219312)が公表された。

(出典：工商総局公式サイト 2013年5月3日)

○ 統計関連

★★★1. 北京市海澱区、1万人当りの特許保有件数が113件★★★

北京市海澱区の 2012 年末時点の特許保有件数は人口 1 万人当り 113 件で、北京市全体の 33.6 件を遥かに上回っている。海澱区知識産権局の関係者が明らかにした。

海澱区は昨年の特許など 3 種類権利の出願件数が市全体の 40% を占める 3 万 6000 件、登録件数が同 39% の 1 万 9000 件で、いずれも前年比 10% 増加した。この中、特許出願が市全体の 48% の 2 万 5000 件、特許登録が同 56% の 1 万 1000 件だった。

海澱区は科学技術イノベーション系企業 1 万社以上を抱える。ハイテク企業数は市全体の 60% 以上の 4400 社。昨年末時点で市の指定した特許パイロット企業は 807 社、特許モデル機構は 49 社で、両方とも市全体の 4 割を占めた。

(出典：国家知識産権網 2013 年 5 月 13 日)

★★★2. 吉林省、昨年の GRP に知名ブランド企業が 4 割を貢献★★★

吉林省の 2012 年度域内総生産 (GRP) の中に、中国馳名商標と吉林省著名商標を保有する企業による付加価値はおよそ 40% を占めた。長春市で開催された「吉林商標ブランドフェスティバル」で吉林省工商局の関係者が明らかにした。

吉林省工商局は 2010 年 11 月から知的財産権侵害と模倣品製造販売を摘発する活動を始めてから今年 3 月末までに、50 万以上の経営者を対象に検査を実施し、5027 の重点エリアでの管理監視を強化した結果、模倣品製造拠点 12 カ所を閉鎖させ、模倣品製造販売事件 1237 件、総額 3466 万元に上る模倣品を摘発した。吉林省の登録商標は 7 年連続で 10% の伸び率で増加し、現在は 5 万 7000 件に達している。この内、中国馳名商標が 100 件、吉林省著名商標が 890 件、地理的表示が 33 件。

速報値によると、昨年の中国馳名商標と吉林省著名商標を保有する企業による付加価値は省全体のおよそ 4 割を占め、地理的表示商品の価格は一般より 20—90% 上回っている。

(出典：工商総局公式サイト 2013 年 5 月 8 日)

★★★3. ソフトウェア産業収入が 24.7% 拡大、増加率が小幅反落、第 1 四半期★★★

今年の第 1 四半期に、中国のソフトウェア・情報技術産業収入総額は 6189 億元を実現し、2012 年同期より 24.7% 増加したが、増加率が昨年より 8% 反落したことがわかった。

工業・情報化部が先日、2013 年第 1 四半期のソフトウェア・情報技術産業統計データを発表した。それによると、中国 2013 年 1—3 月におけるソフトウェア・情報技術産業の収入総額は、2012 年同期より 24.7% 増加し、6189 億元に達した。内訳は、収入増加率の高い順からはデータ処理業務が 1037 億元 (28.4% 増)、ソフトウェア商品が 1949 億元 (25.6% 増)、情報技術コンサルティング業務が 659 億元 (24.6% 増)、システムインテグレーション業務が 1361 億元 (24.2% 増)、組み込みシステム業務収入が 992 億元 (22.4% 増)、IC 設計が 190 億元 (13.1% 増) であった。

また、報告書によると、1—3 月、中国ソフトウェア産業輸出総額は 2012 年同期比 11.6% 増の 87 億ドルとなった。

(出典：工業情報化部 2013 年 5 月 2 日)

○ その他知財関連

★★★1. 国家知識産権局、知的財産権公益 CM を募集、大学で PR 活動展開★★★

国家知識産権局の知的財産権新聞宣伝センターとポータルサイト新浪 (SINA.COM) が共催の「私から見た知的財産権」公益コマーシャル募集活動は 5 月 13 日、北京航空航天大学大

学で初の大型 PR 活動が行なわれた。

「私から見た知的財産権」公益コマーシャル募集活動は、「国家知的財産権戦略綱要」に掲げられた「知的財産権文化を育成する」との要求を徹底するため、先月 26 日に開始した。企業や大学、研究機構、業界協会、マスコミ関係者を対象に、知的財産権をテーマとする公益コマーシャルを募集する。

北京航空航天大学で行なわれた第 1 回 PR 活動は 1 週間にわたり行われる予定。初日に訪れた多くの大学生は高い関心を示し、「知的財産権に対する理解を深める良い機会だ」などと評価した。

PR 活動はこれから他の大学や企業などを回って開催されるという。

(出典：国家知識産権網 2013 年 5 月 15 日)

★★★2. 国内初の知的財産権オンライン取引サイト、正式運用を開始★★★

上海でこのほど開催された中国国際技術輸出入交易会で、コンサルティング会社、聯瑞集団は自社の運営する知的財産権オンライン取引サイト「中外知的財産権網」(<http://www.wtoip.com>) が正式運用を開始したと発表した。

権利者や企業、投資者に開放的な取引の場と関連サービスを提供する国内初の知的財産権専門のオンライン取引サイト。運営会社の聯瑞集団は広州、南京など国内 70 数都市で支店を抱える。同社の謝旭輝総裁によると、2008 年の世界金融危機以降、国内中小企業の知的財産権に対する需要が高まっている一方、先進国の中小企業や発明者から一部の多国籍企業まで中国に技術を輸出しようとする意向を示している。これらの企業や権利者に取引、認証、評価、代理、担保融資を含めたワンストップサービスを提供する狙いで同社は「中外知的財産権網」を開設した。

同サイトの独自サービス「知企通認証」は、ユーザーの身分情報や知的財産権の有効性などについて認証を行なう。真実性が確認されたユーザーはオンラインシステムを通じて取引、融資などのサービスを利用することができるという。

(出典：国家知識産権網 2013 年 5 月 13 日)

★★★3. 全国弁理士協会、特許代理責任保険のパイロットプロジェクトを実施★★★

中華全国専利代理人（弁理士）協会はこのほど、国内の専利（特許、実用新案、意匠を含む）代理機構に「専利代理職業責任保険加入に関する通知」を出し、全国範囲で特許代理責任保険のパイロットプロジェクトを始めた。

パイロットプロジェクトは任意加入原則の下で、特定の保険代理業者を通じた加入手続きを弁理士協会が支援する仕組み。当面、複数の代理機構が加入手続きを進めており、すでに 7 社が手続きを済ませたという。

専利代理責任保険は、専利代理機構が業務上の過失などで関係者にもたらした経済的損失を補償対象とする。保険料は予想年間営業収入に保険料率を乗じることで算出。国内業務は 1 回で最高 1000 万元、累計で最高 4000 万元、国外業務は 1 回で最高 3000 万元、累計で最高 1 億元の保険金が支払われる。

(出典：国家知識産権網 2013 年 5 月 8 日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡
下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行 : JETRO 北京事務所知的財産権部

=====

※本メールマガジンの新規配信・配信停止につきましては、お手数ですが以下にアクセス
して、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信・配信停止 <http://www.jetro.go.jp/mail/>

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved